

公害等調整委員会公示第七号

羽地ダム関係鉱区禁止地域指定請求

鉱区禁止地域の指定の請求があったから、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十二條第二項及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七條の規定により、次のとおり公示する。

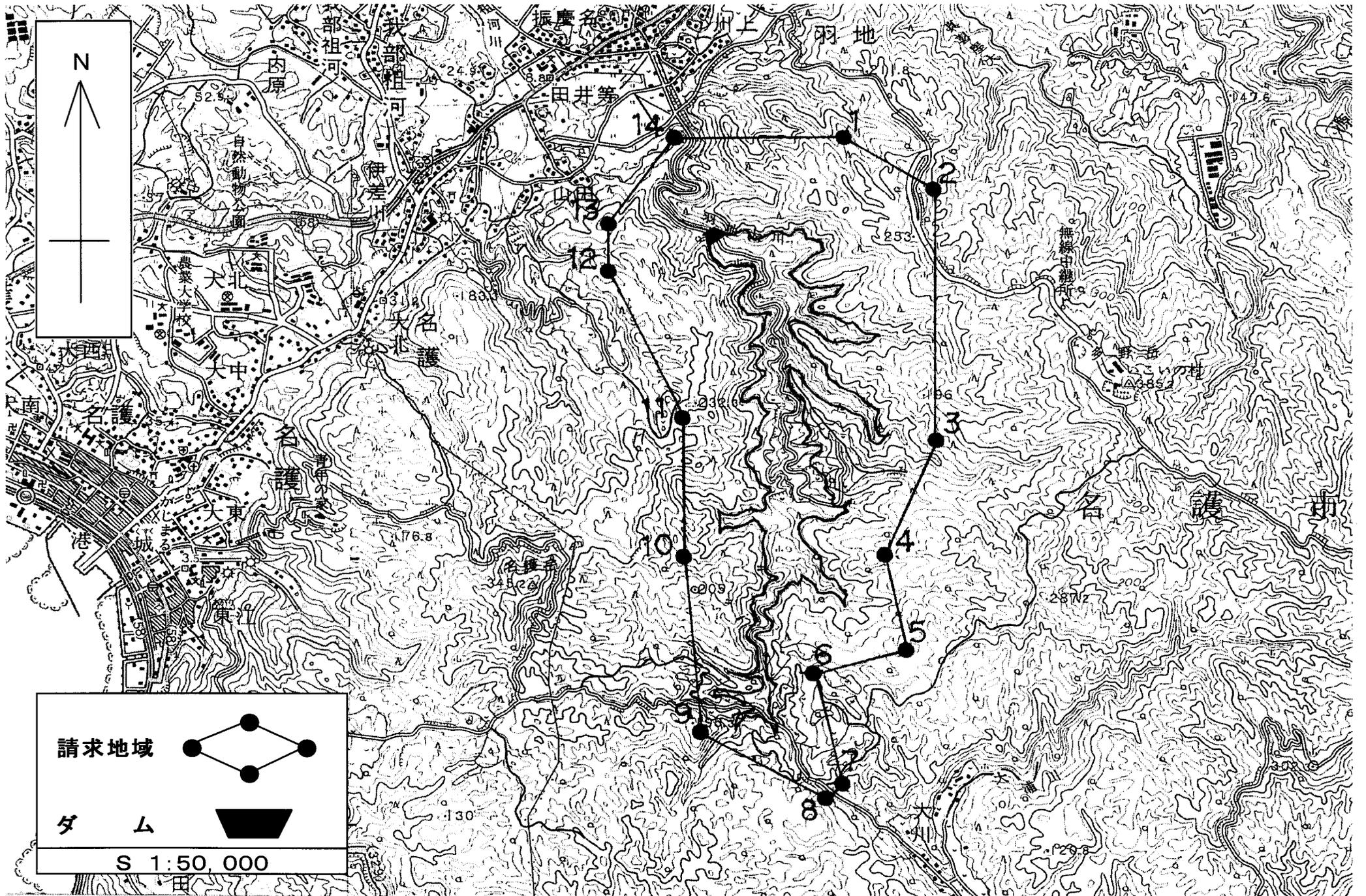
平成十六年七月九日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

- 一 請求者名 国土交通大臣
- 二 地域の所在地 沖縄県名護市田井等及び同市親川地内
- 三 鉱物の名称 鉱業法（昭和二十五年法律第二八九号）第三條に規定する鉱物全部
- 四 地域の境界の表示 第二項記載の地内の次の各境界点を番号順に結ぶ直線及び境界点第一四号と第一号とを結ぶ直線

境界点 の番号	位 置		備 考
	座標X (+)メートル	座標Y (+)メートル	
1	六八、一一	五一、七五八	表示の座標は、測量法（昭和二十四年法律第一八八号）に基づく平面直角座標系による。
2	六七、七六八	五三、三三二	
3	六六、〇四九	五三、三三二	
4	六五、二一〇	五三、〇四六	
5	六四、五九五	五三、二二三	
6	六四、四五九	五一、五九四	
7	六三、六六八	五一、八〇六	
8	六三、五六二	五一、七二四	
9	六四、〇一〇	五一、八六一	
10	六五、一八八	五一、七四六	
11	六六、一八六	五一、七三六	
12	六七、一六七	五一、二五二	
13	六七、五三二	五一、二五二	
14	六八、一三九	五一、六五九	

五 地域図 次のとおり



六 地域の面積 六五三・七五ヘクタール

七 請求の理由の要旨

- 1 請求地域は、沖縄県名護市田井等及び同市親川地内の羽地大川水系羽地大川に建設中の羽地ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。
- 2 同ダムは、沖縄振興特別措置法（平成一四年法律第一四号）及び特定多目的ダム法（昭和三二年法律第三五号）に基づき建設される、堤高約六七メートル、堤頂長一九八メートルのロックフィルダムであり、総貯水容量一、九八 万立方メートル、有効貯水容量一、九二 万立方メートルの貯水池により、洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水の確保を目的としている。
- 3 請求地域の地形は、幼年期から壮年期の山岳地形をなし、標高二一 メートルから三三 メートルの山並が連なっている。この山岳地形は、河口から約一キロメートル上流で急に開け、標高二一 メートル以下の平野となっている。また、流域の支谷は格子状の水系が発達している。
- 4 請求地域の地質は、主に中生代（古生代に属する緑色片岩及び千枚岩から構成される基盤岩とその上の被覆層として、河川堆積物及び崖錐堆積物が分布している）。
- 4 請求地域内において鉱物の掘採が行われるならば、ダム、貯水池等の保全に支障を与えるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

八 審問の申出等

- 1 本件に関し、審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関し権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人その他の利害関係人）は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第八条の規定により、その氏名、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した文書を平成一六年一月一五日までに東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。
- 2 審問についての詳細は、追って本人に通知する。
- 2 公聴会については、追って官報に公示する。